

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>《省略用語例》 この通達において使用した次の省略用語は、次に掲げる法令を示す。 措置法 …… 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）</p> </div> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>【措置法第40条第1項関係】</p> <p>1 (公益を目的とする事業を行う法人)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>【措令第25条の17第1項関係】</p> <p>5 (省略)</p> <p>6 (省略)</p> <p>【措令第25条の17第2項関係】</p> <p>7 (代替資産の範囲)</p> <p>【措令第25条の17第3項関係】</p> <p>8 (譲渡の収入金額による代替資産の取得)</p> <p>9 (財産を譲渡することについてのやむを得ない理由として認める場合等)</p> <p>【措令第25条の17第4項関係】</p> <p>10 (2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」)</p> <p>【措令第25条の17第5項第1号関係】</p> <p>11 (法令に違反する贈与等)</p> <p>12 (公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定)</p> <p>【措令第25条の17第5項第2号関係】</p> <p>13 (財産等が公益目的事業の用に直接供されるかどうかの判定)</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>【措置法第40条第1項関係】</p> <p>1 (公益を目的とする事業を営む法人)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 (同左)</p> <p>【措令第25条の17第1項関係】</p> <p>5 (同左)</p> <p>6 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>【措令第25条の17第2項第1号関係】</p> <p>7 (法令に違反する贈与等)</p> <p>8 (公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定)</p> <p>【措令第25条の17第2項第2号関係】</p> <p>9 (当該贈与又は遺贈に係る財産が公益事業の用に供されるかどうかの判定)</p>

改 正 後	改 正 前
14 (公益法人等の福利厚生施設等として使用される場合) (削除)	10 (公益法人の福利厚生施設等として使用される場合)
15 (2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供される見込みであるかどうかの判定) (削除)	11 (譲渡の収入金額による代替資産の取得)
16 (承認申請書の提出後にやむを得ない事情が生じた場合) 【措令第25条の17第5項第3号及び第6項関係】	12 (2年を経過する日までの期間内に公益事業の用に供される見込みであるかどうかの判定)
17 (相続税等の負担の不当減少についての判定)	13 (2年を経過する日までの期間内に公益事業の用に供されることが困難である場合の「やむを得ない事情」)
18 (その運営組織が適正であるかどうかの判定)	14 (承認申請書の提出後にやむを得ない事情が生じた場合) 【措令第25条の17第2項第3号及び第3項関係】
19 (特別の利益を与えること) 【措令第25条の17第7項関係】	15 (相続税等の負担の不当減少についての判定)
20 (法律の規定により自主的にその財政基盤の強化を図るべきこととされているもの)	16 (その運営組織が適正であるかどうかの判定)
21 (基本金に組み入れた財産の譲渡) 【措令第25条の17第9項関係】	17 (特別の利益を与えること) 【措令第25条の17第4項関係】
22 (基本金明細表等の提出期限) (削除) (削除)	18 (法律の規定により自主的にその財政基盤の強化を図るべきこととされているもの)
【措置法第40条第2項関係】	19 (基本金に組み入れた財産の譲渡) 【措令第25条の17第6項関係】
23 (2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供されたかどうかの判定)	20 (基本金明細表等の提出期限) 【措令第25条の17第7項関係】
【措置法第40条第2項及び第3項共通関係】	21 (財産を譲渡することについてのやむを得ない理由として認める場合等) (新設) (新設)
24 (特定一般法人に該当しないこととなった場合) 【措置法第40条第5項関係】	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)
25 (譲渡の日)	
26 (公益目的事業の用に2年以上直接供しているかどうかの判定)	
27 (買換資産の範囲)	
28 (譲渡の収入金額による買換資産の取得)	
29 (同種の資産の範囲)	
30 (譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類)	
31 (買換資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供している)	

改 正 後	改 正 前
<u>かどうかの判定)</u>	
32 <u>(買換資産が公益法人等の福利厚生施設等として使用される場合)</u>	(新設)
33 <u>(買換資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」)</u>	(新設)
34 <u>(譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類の提出後にやむを得ない事情が生じた場合)</u>	(新設)
35 <u>(代替資産又は買換資産についての措置法第40条第5項の適用)</u>	(新設)
<u>【措置法第40条第6項関係】</u>	(新設)
36 <u>(合併の日)</u>	(新設)
37 <u>(新設合併の場合の措令第25条の17第17項に定める書類)</u>	(新設)
<u>【措置法第40条第7項関係】</u>	(新設)
38 <u>(解散の日)</u>	(新設)
<u>【措置法第40条第8項関係】</u>	(新設)
39 <u>(贈与の日)</u>	(新設)
40 <u>(公益引継資産が金銭の場合)</u>	(新設)
<u>【措置法第40条第9項関係】</u>	(新設)
41 <u>(措置法第40条第9項に規定する贈与の日)</u>	(新設)
<u>【措置法第40条第6項から第9項まで共通関係】</u>	(新設)
42 <u>(措置法第40条第3項の適用関係)</u>	(新設)
43 <u>(措置法第40条第6項から第9項までに規定する財務省令で定める事項を記載した書類)</u>	(新設)
44 <u>(特定贈与等に係る財産とみなされる資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供しているかどうかの判定)</u>	(新設)
45 <u>(特定贈与等に係る財産とみなされる資産が特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の福利厚生施設等として使用される場合)</u>	(新設)
46 <u>(特定贈与等に係る財産とみなされる資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」)</u>	(新設)
47 <u>(各届出書の提出後にやむを得ない事情が生じた場合)</u>	(新設)
48 <u>(特定贈与等に係る財産とみなされる資産についての措置法第40条第5項の適用)</u>	(新設)
<u>【措置法第40条第11項関係】</u>	(新設)
49 <u>(特定一般法人等の範囲)</u>	(新設)

改 正 後	改 正 前
【措置法第40条第12項関係】 50 （判定の時期等）	【措置法第40条第3項関係】 22 （判定の時期等）

改正後

改正前

〔措置法第40条第1項関係〕

(公益を目的とする事業を行う法人)

1 措置法第40条第1項後段に規定する「公益を目的とする事業を行う法人（外国法人に該当するものを除く。）」（以下「公益法人等」という。）とは、次に掲げる事業（以下「公益目的事業」という。）を行う法人をいい、当該事業の遂行に伴い収益を生じているかどうかを問わないのであるから留意する。

- (1) 定款、寄附行為又は規則（これらに準ずるものを含む。以下同じ。）により公益を目的として行うことを明らかにして行う事業
- (2) (1)に掲げる事業を除くほか、社会一般において公益を目的とする事業とされている事業

(注) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する「地縁による団体」その他専らその構成員等の利益を図ることを目的とする法人は、公益法人等に該当しない。

(遺贈と同様に取り扱う場合)

2 措置法第40条第1項後段に規定する「遺贈（当該公益法人等を設立するためにする財産の提供を含む。）」には、昭和35年10月1日付直資90「被相続人の意思に基づき公益法人を設立する場合等の相続税の取扱いについて」通達の記1（（公益法人の設立の認可申請中に相続の開始があつた場合の取扱い）又は2（（公益法人の設立の認可申請前に相続の開始があつた場合の取扱い）により、被相続人から遺贈により取得したものと同様に取り扱う・・・

(人格のない社団等に対する贈与等)

3 ……ただし、公益法人等を設立するために設けられた設立準備委員会又は発起人会（以下「設立準備委員会等」という。）が、当該公益法人等の設立前に、土地などの財産を贈与又は遺贈により取得して、これを他に譲渡している場合には、次に掲げる要件のいずれにも該当するときに限り、当該贈与又は遺贈は、公益法人等に対する財産の贈与又は遺贈に該当するものとして取り扱う。

- (1) 当該譲渡が、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「措令」という。）第25条の17第3項各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げるいずれかの場

〔措置法第40条第1項関係〕

(公益を目的とする事業を営む法人)

1 措置法第40条第1項後段に規定する「公益を目的とする事業を営む法人」（以下「公益法人」という。）とは、次に掲げる事業を行う法人をいい、当該事業の遂行に伴い収益を生じているかどうかを問わないのであるから留意する。

- (1) 寄附行為、定款又は規則（これらに準ずるものを含む。以下同じ。）により公益を目的として行うことを明らかにして行う事業
- (2) (1)に掲げる事業を除くほか、社会一般において公益事業とされている事業

(注) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項（地縁による団体）に規定する「地縁による団体」その他専らその構成員等の利益を図ることを目的とする法人は、公益法人に該当しない。

(遺贈と同様に取り扱う場合)

2 措置法第40条第1項後段に規定する「遺贈（当該法人を設立するためにする財産の提供を含む。）」には、昭和35年10月1日付直資90「被相続人の意思に基づき公益法人を設立する場合等の相続税の取扱いについて」通達の記1（（公益法人の設立の許可申請中に相続の開始があつた場合の取扱い）又は2（（公益法人の設立の許可申請前に相続の開始があつた場合の取扱い）により、被相続人から遺贈により取得したものと同様に取り扱う・・・

(人格のない社団等に対する贈与等)

3 ……ただし、公益法人を設立するために設けられた設立準備委員会又は発起人会（以下「設立準備委員会等」という。）が、当該法人の設立前に、土地等の財産を贈与又は遺贈により取得して、これを他に譲渡している場合には、次に掲げる要件のいずれにも該当するときに限り、当該贈与又は遺贈は、公益法人に対する財産の贈与又は遺贈に該当するものとして取り扱う。

- (1) 当該譲渡が、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「措令」という。）第25条の17第7項各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げるいずれかの場

改正後	改正前
<p>場合に該当する事情によりやむを得ず行われたものであること。</p> <p>(2) 当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した減価償却資産、土地又は土地の上に存する権利が、<u>当該公益法人等</u>の設立により、<u>当該公益法人等</u>に帰属すること。</p> <p>(注) 1 上記の取扱いは、<u>公益法人等</u>の設立の<u>認可</u>などの要件として、例えば、幼稚園の設置運営を目的とする<u>公益法人等</u>の設立認可の場合の園地、園舎などのように、一定の施設を有することが必要とされている場合には、設立準備委員会等が、その<u>公益法人等</u>の設立前に、<u>土地</u>などの財産を贈与又は遺贈により取得して、これを他に譲渡し、その譲渡代金をもって当該施設を取得することがあることを考慮して設けたものであることに留意する。</p> <p>2 設立準備委員会等に対する財産の贈与又は遺贈があった日は、5の(3)又は(4)((贈与又は遺贈のあつた日))により、<u>公益法人等</u>の設立前となることから、<u>措令第25条の17第1項</u>の規定による申請書の提出期限が、<u>当該公益法人等</u>の設立前となることに留意する。</p>	<p>場合に該当する事情によりやむを得ず行われたものであること。</p> <p>(2) 当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した減価償却資産、土地又は土地の上に存する権利が、<u>当該法人</u>の設立により、<u>当該法人</u>に帰属すること。</p> <p>(注) 1 上記の取扱いは、<u>公益法人</u>の設立の<u>許可又は認可</u>の要件として、例えば、幼稚園の設置運営を目的とする<u>学校法人</u>の設立認可の場合の園地、園舎などのように、一定の施設を有することが必要とされている場合には、設立準備委員会等が、その<u>法人</u>の設立前に、<u>土地等</u>の財産を贈与又は遺贈により取得して、これを他に譲渡し、その譲渡代金をもって当該施設を取得することがあることを考慮して設けたものであることに留意する。</p> <p>2 設立準備委員会等に対する財産の贈与又は遺贈があった日は、5の(3)又は(4)((贈与又は遺贈のあつた日))により、<u>公益法人</u>の設立前となることから、<u>措令第25条の17第1項</u>の規定による申請書の提出期限が、<u>当該法人</u>の設立前となることに留意する。</p>
<p>(実質上法人の所有と認められるもの)</p> <p>4 <u>公益法人等</u>の設立に際し、<u>当該公益法人等</u>に個人が財産を贈与名義により移転させるとともに、当該移転に伴い債務を引き受けさせる形式がとられている場合であっても、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められるときは、当該財産及び債務は、実質上当初から<u>当該公益法人等</u>に帰属している・・・</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>(実質上法人の所有と認められるもの)</p> <p>4 <u>公益法人</u>の設立に際し、<u>当該法人</u>に個人が財産を贈与名義により移転させるとともに、当該移転に伴い債務を引き受けさせる形式がとられている場合であっても、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められるときは、当該財産及び債務は、実質上当初から<u>当該法人</u>に帰属している・・・</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>〔措令第25条の17第1項関係〕</p> <p>(贈与又は遺贈のあつた日)</p> <p>5 措令第25条の17第1項に規定する「贈与又は遺贈のあつた日」とは、次に掲げる日後に当該贈与又は遺贈の効力が生ずると認められる場合を除き、それぞれ次に掲げる日をいうものとして取り扱う。</p> <p>(1) <u>公益法人等</u>に対する財産の贈与の場合 <u>当該公益法人等の理事会</u>など権限ある機関において、その受入れの決議をした日</p>	<p>〔措令第25条の17第1項関係〕</p> <p>(贈与又は遺贈のあつた日)</p> <p>5 措令第25条の17第1項に規定する「贈与又は遺贈のあつた日」とは、次に掲げる日後に当該贈与又は遺贈の効力が生ずると認められる場合を除き、それぞれ次に掲げる日をいうものとして取り扱う。</p> <p>(1) <u>公益法人</u>に対する財産の贈与の場合 <u>当該法人の理事会等</u>権限ある機関において、その受入れの決議をした日</p> <p>(注) <u>農地転用許可</u>がなされていない農地の贈与について受入れの決議をした</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>公益法人等を設立するための生前の財産の提供の場合 当該公益法人等の成立した日</u></p> <p>(注) <u>公益法人等の成立した日は、次に掲げる法人については、法人の設立登記の日となることに留意する。</u></p> <p><u>特定一般法人（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2に掲げる一般社団法人及び一般財団法人で、同法第2条第9号の2イ（定義）に掲げるものをいう。）、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）、社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条（定義）に規定する社会福祉法人をいう。）、更生保護法人（更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第6項（定義）に規定する更生保護法人をいう。）、宗教法人（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項（法人格）に規定する宗教法人をいう。）、医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人をいう。）又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項（定義）に規定する特定非営利活動法人をいう。）</u></p> <p>(3) <u>公益法人等に対する遺贈又は当該公益法人等を設立するための遺言による財産の提供の場合（3（（人格のない社団等に対する贈与等）の設立準備委員会等に対する遺贈と認められる場合を含む。） 遺贈をした者の死亡の日</u></p> <p>(4) （省略）</p> <p>(注) <u>農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項（定義）に規定する農地及び採草放牧地（以下「農地等」という。）の権利の移転に当たり同法第3条第1項（（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）若しくは第5条第1項本文（（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）の規定による許可又は同項第3号の規定による届出を要する農地等が公益法人等に贈与された場合又は公益法人等を設立するために生前に提供された場合で、上記(1)又は(2)に定める日において当該許可又は届出がなされていないときにおける当該農地等の「贈与のあつた日」は、当該農地等に係る当該許可又は届出のあつた日をいうものとして取り扱う。</u></p>	<p><u>場合は、当該農地に係る農地転用許可があつた日に贈与があつたものとして取り扱う。</u></p> <p>(2) <u>公益法人を設立するための生前の財産の提供の場合 当該法人の成立した日</u></p> <p>(注) <u>法人の成立した日は、次に掲げる法人については、それぞれ次に掲げる日となることに留意する。</u></p> <p><u>1 民法第34条の規定により設立された財団法人又は社団法人 法人の設立許可の日</u></p> <p><u>2 学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、医療法人又は特定非営利活動法人 法人の設立登記の日</u></p> <p>(3) <u>公益法人に対する遺贈又は当該法人を設立するための遺言による財産の提供の場合（3（（人格のない社団等に対する贈与等）の設立準備委員会等に対する遺贈と認められる場合を含む。） 遺言者の死亡の日</u></p> <p>(4) （同左）</p>
<p>（承認申請書等の提出についての「やむを得ないと認める事情」）</p>	<p>（承認申請書等の提出についての「やむを得ないと認める事情」）</p>

改正後	改正前
<p>6 ……「当該期間内に当該申請書の提出がなかつたこと又は当該書類の添付がなかつたことにつき国税庁長官においてやむを得ないと認める事情」がある場合とは、災害、重病等による場合、遺言をもって公益法人等を設立するための財産の提供があつた場合において当該期間内に当該法人が設立されなかつたときなど、当該期間内に当該申請書等を提出できなかつた事情が客観的に認められる場合をいうものとして取り扱う。</p> <p>〔措令第25条の17第2項関係〕</p> <p>（代替資産の範囲）</p> <p>7 措置法第40条第1項後段かっこ書に規定する「当該財産につき…当該財産に代わるべき資産として政令で定めるものを取得したときは、当該資産」（以下「代替資産」という。）の範囲から、措令第25条の17第2項に規定する「国外にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物」が除かれることに留意する。</p> <p>（注） 代替資産の取得後に措置法第40条第2項又は第3項の規定による同条第1項後段の承認の取消しがあつた場合であつても、当該承認に係る贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡があつたものとして、当該財産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る所得税が課されることに留意する。</p> <p>〔措令第25条の17第3項関係〕</p> <p>（譲渡の収入金額による代替資産の取得）</p> <p>8 措置法第40条第1項後段かっこ書の規定により、代替資産は、贈与又は遺贈に係る財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得しなければならないのであるから、その譲渡による収入金額の全部又は一部が措令第25条の17第3項各号に定める資産の取得に充てられていないときは、当該資産は代替資産に該当しないことに留意する。</p> <p>この場合において、贈与又は遺贈に係る財産の譲渡又は措令第25条の17第3項各号に定める資産の取得に要した仲介料、登記費用などの費用があるときは、次により取り扱う。</p>	<p>6 ……「当該期間内に当該申請書の提出がなかつたこと又は当該書面の添附がなかつたことにつき国税庁長官においてやむを得ないと認める事情」がある場合とは、災害、重病等による場合、遺言をもって公益法人を設立するための財産の提供があつた場合において当該期間内に当該法人が設立されなかつたときなど、当該期間内に当該申請書等を提出できなかつた事情が客観的に認められる場合をいうものとして取り扱う。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>贈与又は遺贈に係る財産の譲渡について仲介料、登記費用などの費用を要した場合には、当該譲渡の対価の額から当該譲渡に要した費用の額を控除した金額をもって措置法第40条第1項後段かつこ書に規定する「当該譲渡による収入金額」とする。</u></p> <p>(2) <u>措令第25条の17第3項各号に定める資産の取得について仲介料、登記費用などの費用を要した場合には、当該取得に要した費用の額は、当該資産の取得に充てられたものとする。</u></p> <p>(財産を譲渡することについてのやむを得ない理由として認める場合等)</p> <p>9 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「措規」という。） <u>第18条の19第3項に規定する国税庁長官が認める理由により贈与又は遺贈に係る財産の譲渡をする場合とは、例えば、次に掲げるような場合とし、同項に規定する当該財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利で国税庁長官が認めるものとは、次に掲げる場合におけるそれぞれに掲げるようなものがこれに該当するものとして取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>贈与又は遺贈に係る土地が、不整形地若しくは間口が狭小な土地又は借地権が設定されている土地であることなどから、当該土地を公益法人等の公益目的事業の用に直接供することが困難であるため、当該土地の全部又は一部が当該公益法人等において隣接地又は借地権と交換された場合 交換により取得した隣接地又は借地権</u></p> <p>(2) <u>財産の提供による公益法人等の設立の認可など又は公益目的事業に係る施設の設置認可に際し、当該施設の設置場所が適当でないとする行政庁の指導に基づく設置場所の変更があったことに伴い、贈与又は遺贈に係る財産が当該公益法人等において譲渡された場合 当該変更後の施設の用に供する減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利</u></p> <p>(3) <u>贈与又は遺贈に係る財産の使用について建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令による制限を受けるなどのため、当初の使用計画が実行不能となったことから事業計画の変更があったことに伴い、当該財産が公益法人等において譲渡された場合 当該変更後の施設の用に供する減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利</u></p> <p>(4) <u>公益法人等の設立の認可などの要件として、一定の施設を有することが必要とされていることから、当該公益法人等の設立前にその設立準備委員会等におい</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>て、贈与又は遺贈によって取得した土地などの財産が譲渡され、その譲渡代金の全額をもって当該施設が取得された場合で、当該施設の取得のためには当該財産を譲渡するよりほかに方法がなかったと認められるとき 当該施設の用に供する減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利</u></p> <p>(5) <u>公益目的事業の新規開設又は事業規模の拡張に伴い当該公益目的事業の基盤として必要不可欠な財産の取得資金に充てるため、又は当該事業の基盤として必要不可欠な建物などの減価償却資産が老朽化したことに伴い当該資産の建替資金などに充てるために贈与又は遺贈に係る財産が公益法人等において譲渡された場合（上記(4)に掲げる場合を除く。）で、当該公益法人等の財務状況や活動状況に照らし、その財産の取得又は建替えなどのためには当該贈与又は遺贈に係る財産を譲渡するよりほかに方法がなかったと認められるとき 当該公益目的事業の用に供する減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利</u></p> <p>(注) <u>当該公益法人等が贈与又は遺贈に係る財産を譲渡することを企図して贈与又は遺贈を受けたと認められる場合には、(5)に該当しないことに留意する。</u></p> <p>〔措令第25条の17第4項関係〕</p> <p>（2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」）</p> <p>10 <u>措令第25条の17第4項に規定する「その他同項の財産又は代替資産を当該贈与又は遺贈があつた日から2年を経過する日までの期間内に当該公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情」（以下「やむを得ない事情」という。）とは、贈与をした者（当該贈与した者の相続人及び包括受遺者を含む。）又は遺贈をした者（当該遺贈をした者の相続人及び包括受遺者を含む。）及び贈与又は遺贈を受けた公益法人等の責めに帰せられない次に掲げる事情がある場合など、当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産（以下23までにおいて「財産等」という。）を、当該贈与又は遺贈があつた日から2年を経過する日までの期間内に、当該公益法人等の公益目的事業の用に直接供することが困難である事情が客観的に認められる場合をいうものとして取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>災害により、当該財産等を当該期間内に当該公益目的事業の用に直接供せないこと。</u></p> <p>(2) <u>建築基準法その他の法令による制限を受けるなどのため、施設の設置に関する</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>計画の変更を余儀なくされ、施設の設置ができなくなったことに伴い当該財産等を当該期間内に当該公益目的事業の用に直接供せないこと。</u></p> <p>(3) <u>施設の設置認可に係る行政庁の指導又は施設の設置についての隣接地などの所有者などの反対などにより、施設の設置に関する計画の変更を余儀なくされ、施設の設置ができなくなったことに伴い当該財産等を当該期間内に当該公益目的事業の用に直接供せないこと。</u></p> <p>〔措令第25条の17第5項第1号関係〕</p> <p>(法令に違反する贈与等)</p> <p>11 <u>公益法人等</u>に対する財産の贈与が・・・</p> <p>(公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定)</p> <p>12 措令第25条の17第5項第1号に規定する「当該贈与又は遺贈が……公益の増進に著しく寄与する」かどうかの判定は、<u>11((法令に違反する贈与等))</u>に該当するものを除き、当該贈与又は遺贈に係る<u>公益目的事業</u>が公益の増進に著しく寄与するかどうかにより行う・・・</p> <p>(1) <u>公益目的事業</u>の規模</p> <p>当該贈与又は遺贈を受けた<u>公益法人等</u>の当該贈与又は遺贈に係る<u>公益目的事業</u>が、その事業の内容に応じ、その<u>公益目的事業を行う地域又は分野</u>において社会的存在として認識される程度の規模を有すること。</p> <p>この場合において、例えば、次のイからヌまでに掲げる事業がその<u>公益法人等</u>の主たる目的として行われているときは、当該事業は、社会的存在として認識される程度の規模を有するものに該当するものとして取り扱う。</p> <p>イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校を設置運営する事業</p> <p>ロ 社会福祉法第2条第2項各号及び第3項各号（(定義)）に規定する事業</p> <p>ハ 更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業</p> <p>ニ～チ （省略）</p> <p>リ 学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する</p>	<p>〔措令第25条の17第2項第1号関係〕</p> <p>(法令に違反する贈与等)</p> <p>7 <u>公益法人</u>に対する財産の贈与が・・・</p> <p>(公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定)</p> <p>8 措令第25条の17第2項第1号に規定する「当該贈与又は遺贈が……公益の増進に著しく寄与する」かどうかの判定は、<u>7</u>に該当するものを除き、当該贈与又は遺贈に係る「<u>公益を目的とする事業</u>」（以下「<u>公益事業</u>」という。）が公益の増進に著しく寄与するかどうかにより行う・・・</p> <p>(1) <u>公益事業</u>の規模</p> <p>当該贈与又は遺贈を受けた<u>法人</u>の当該贈与又は遺贈に係る<u>公益事業</u>が、その事業の内容に応じ、その<u>事業を営む地域又は分野</u>において社会的存在として認識される程度の規模を有すること。</p> <p>この場合において、例えば、次のイからヌまでに掲げる事業がその<u>法人</u>の主たる目的として営まれているときは、当該事業は、社会的存在として認識される程度の規模を有するものに該当するものとして取り扱う。</p> <p>イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条（(学校の範囲)）に規定する学校を設置運営する事業</p> <p>ロ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項各号及び第3項各号（(定義)）に規定する事業</p> <p>ハ 更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第1項（(定義)）に規定する更生保護事業</p> <p>ニ～チ （同左）</p> <p>リ 学校教育法第82条の2（(専修学校)）に規定する専修学校又は同法第83条第</p>

改 正 後	改 正 前
<p>各種学校を設置運営する事業で、次の要件を具備するもの</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ヌ <u>医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設を設置運営する事業を営む法人で出資持分の定めのないものが行う事業が次の(イ)及び(ロ)の要件又は(ハ)の要件を満たすもの</u></p> <p>(イ) <u>医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の35の2第1項第1号ホ及び第2号に定める要件(この場合において、同号イの判定に当たっては、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく保険給付に係る収入金額を社会保険診療に係る収入に含めて差し支えないものとして取り扱う。)</u></p> <p>(ロ) <u>その開設する医療提供施設のうち1以上のものが、その所在地の都道府県が定める医療法第30条の4第1項に規定する医療計画において同条第2項第2号に規定する医療連携体制に係る医療提供施設として記載及び公示されていること。</u></p> <p>(ハ) <u>措令第39条の25第1項第1号((法人税率の特例の適用を受ける医療法人の要件等))に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準</u></p> <p>(2) 公益の分配 当該贈与又は遺贈を受けた<u>公益法人等</u>の事業の遂行により与えられる公益が、それを必要とする者の現在又は将来における勤務先、<u>職業など</u>により制限されることなく・・・</p> <p>(3) 事業の営利性 当該<u>公益法人等</u>の当該贈与又は遺贈に係る<u>公益目的事業</u>について、その公益の対価がその事業の遂行に直接必要な経費と比べて過大でないことその他当該<u>公益目的事業の運営</u>が営利企業的に行われている事実がないこと。</p> <p>(注) 次に掲げる法人の事業の<u>運営</u>が営利企業的に行われている事実がないかどうかの判定は、当分の間、それぞれ次に掲げる法令の<u>要件</u>又は通達に準じて行うものとして取り扱う。</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 <u>上記(1)のヌの(イ)及び(ロ)の要件を満たす法人</u></p>	<p><u>1項((各種学校))</u>に規定する各種学校を設置運営する事業で、次の要件を具備するもの</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ヌ <u>財団たる医療法人又は社団たる医療法人で出資持分の定めのないもの(民法第34条の規定により設立された法人で医療保健業を営むものを含む。)</u>の行う医療事業で、その法人の開設する医療施設が<u>措令第39条の25第1項第1号</u>に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすもの</p> <p>(2) 公益の分配 当該贈与又は遺贈を受けた<u>法人</u>の事業の遂行により与えられる公益が、それを必要とする者の現在又は将来における勤務先、<u>職業等</u>により制限されることなく・・・</p> <p>(3) 事業の営利性 当該<u>法人</u>の当該贈与又は遺贈に係る<u>公益事業</u>について、その公益の対価がその事業の遂行に直接必要な経費と比べて過大でないことその他当該<u>事業の経営</u>が営利企業的に行われている事実がないこと。</p> <p>(注) 次に掲げる法人の事業の<u>経営</u>が営利企業的に行われている事実がないかどうかの判定は、当分の間、それぞれ次に掲げる法令又は通達に準じて行うものとして取り扱う。</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 (同左)</p>

改正後	改正前
<p><u>医療法施行規則第30条の35の2第1項第2号に定める要件（この場合において、同号イの判定に当たっては、介護保険法の規定に基づく保険給付に係る収入金額を社会保険診療に係る収入に含めて差し支えないものとして取り扱う。）</u></p> <p>参考 <u>医療法施行規則第30条の35の2第1項第2号の要件</u> <u>医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。</u></p> <p>イ <u>社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）</u>、<u>健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）及び助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。</u></p> <p>ロ <u>自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。</u></p> <p>ハ <u>医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。</u></p> <p>4 <u>上記(1)のヌの(ハ)の要件を満たす法人</u> <u>措令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）第1号に規定するイからハマまでの要件</u></p>	<p>3 <u>医療法人（民法第34条の規定により設立された法人で医療保健業を営むものを含む。）</u> <u>租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147</u></p>

改正後	改正前
<p>参考 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準第1号</p> <p>その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。</p> <p>ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。</p> <p>ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。</p> <p>(4) 法令の遵守等</p> <p>当該公益法人等の事業の運営につき、法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。</p> <p>〔<u>措令第25条の17第5項第2号関係</u>〕</p> <p>（<u>財産等が公益目的事業の用に直接供されるかどうかの判定</u>）</p> <p>13 措令第25条の17第5項第2号に規定する財産等が贈与又は遺贈に係る公益目的事業の用に直接供されるかどうかの判定は、原則として、当該財産等そのものが、</p>	<p>号)第1号に規定するイからハまでの要件</p> <p>参考 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準第1号</p> <p>その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）及び健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。</p> <p>ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。</p> <p>ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。</p> <p>(4) 法令の遵守等</p> <p>当該法人の事業の運営につき、法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。</p> <p>〔<u>措令第25条の17第2項第2号関係</u>〕</p> <p>（<u>当該贈与又は遺贈に係る財産が公益事業の用に供されるかどうかの判定</u>）</p> <p>9 措令第25条の17第2項第2号の規定による当該贈与又は遺贈に係る財産（同号かつこ書の規定の適用により当該財産の譲渡による収入金額をもって取得した財</p>

改正後	改正前
<p><u>当該贈与又は遺贈を受けた公益法人等の当該贈与又は遺贈に係る公益目的事業の用に直接供されるかどうかにより行うことに留意する。</u></p> <p>ただし、株式、著作権などのようにその財産の性質上その財産を<u>公益目的事業</u>の用に直接供することができないものである場合には、各年の配当金、印税収入などその財産から生ずる果実の全部が当該<u>公益目的事業</u>の用に供されるかどうかにより、当該財産が<u>当該公益目的事業</u>の用に<u>直接</u>供されるかどうかを判定して差し支えないものとして取り扱う。この場合において、各年の配当金、印税収入などの果実の全部が<u>当該公益目的事業</u>の用に供されるかどうかは、例えば、<u>12の(1)のト</u>（<u>（公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定）</u>）に掲げる事業を行う<u>公益法人等</u>において学資として支給され、又は同チに掲げる事業を行う<u>公益法人等</u>において助成金として支給されるなど、当該果実の全部が直接、かつ、継続して、<u>当該公益目的事業</u>の用に供されるかどうかにより判定することに留意する。</p> <p>(注) 1 建物を賃貸の用に供し、当該賃貸に係る収入を<u>公益目的事業</u>の用に供する場合は、ただし書の適用がないことに留意する。</p> <p>2 配当金などの果実が毎年定期的に生じない株式<u>等</u>については、ただし書の適用がないことに留意する。</p> <p>(公益法人等の福利厚生施設等として使用される場合)</p> <p>14 <u>財産等</u>が、贈与又は遺贈を受けた<u>公益法人等</u>の理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下「役員等」という。）<u>若しくは当該公益法人等の社員又は職員のための宿舎、保養所その他の福利厚生施設として利用される場合には、当該財産等は、公益目的事業の用に直接供されていることとはならないことに留意する。</u></p> <p>なお、<u>当該財産等</u>が・・・当該法人の事業遂行上必要不可欠な用途に供されると認められるときには、<u>当該財産等</u>は、<u>公益目的事業</u>の用に<u>直接</u>供されるものとして取り扱うことに留意する。</p> <p>(削除)</p>	<p><u>産を含む。）が当該贈与又は遺贈に係る公益事業の用に供されるかどうかの判定は、当該財産そのものが、<u>直接、当該公益事業の用に供されるかどうかにより行うものとする。</u></u></p> <p>ただし、株式、著作権などのようにその財産の性質上その財産を<u>直接公益事業</u>の用に供することができないものである場合には、各年の配当金、印税収入などその財産から生ずる果実の全部が<u>当該公益事業</u>の用に供されるかどうかにより、当該財産が<u>当該公益事業</u>の用に供されるかどうかを判定して差し支えないものとして取り扱う。この場合において、各年の配当金、印税収入などの果実の全部が<u>当該公益事業</u>の用に供されるかどうかは、例えば、<u>8の(1)のト</u>に掲げる事業を行う<u>法人</u>において学資として支給され、又は同チに掲げる<u>法人</u>において助成金として支給されるなど、当該果実の全部が直接、かつ、継続して、<u>当該公益事業</u>の用に供されるかどうかにより判定することに留意する。</p> <p>(注) 1 建物を賃貸の用に供し、当該賃貸に係る収入を<u>公益事業</u>の用に供する場合は、ただし書の適用がないことに留意する。</p> <p>2 配当金などの果実が毎年定期的に生じない株式<u>等</u>については、ただし書の適用がないことに留意する。</p> <p>(公益法人の福利厚生施設等として使用される場合)</p> <p>10 <u>贈与又は遺贈に係る財産が、当該贈与又は遺贈を受けた公益法人の理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下「役員等」という。）及び当該法人の職員のための宿舎又は保養所その他の福利厚生施設として利用される場合には、当該財産は、直接、公益事業の用に供されていることとはならないことに留意する。</u></p> <p>なお、<u>当該財産</u>が・・・当該法人の事業遂行上必要不可欠な用途に供されると認められるときには、<u>当該財産</u>は、<u>直接、公益事業</u>の用に供されるものとして取り扱うことに留意する。</p> <p>(譲渡の収入金額による代替資産の取得)</p> <p>11 <u>贈与又は遺贈に係る財産に係る措令第25条の17第2項第2号かっこ書の規定の適用を受けようとする場合には、贈与又は遺贈に係る財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって減価償却資産、土地又は土地の上に存する権利（以下「代替資産」という。）を取得しなければならないのであるから、その譲渡による</u></p>

改正後	改正前
<p>(2年を経過する日までの期間内に<u>公益目的事業の用に直接供される見込みであるかどうかの判定</u>)</p> <p>15 措令第25条の17第5項第2号に規定する<u>財産等</u>が、<u>贈与又は遺贈があった日から2年を経過する日までの期間</u>(当該期間内に当該贈与又は遺贈を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として同条第4項に定める事情があるときは当該贈与又は遺贈があった日から国税庁長官が認める日までの期間。以下この項において同じ。)内に、当該公益法人等の当該贈与又は遺贈に係る<u>公益目的事業の用に直接供される見込みであるかどうかの判定は、当該財産等が、当該贈与又は遺贈があった日から2年を経過する日までの期間内に、当該公益法人等の当該贈与又は遺贈に係る公益目的事業の用に直接供されることについて、例えば、建物の設計図、資金計画などその具体的計画があり、かつ、その計画の実現性があるかどうかにより行うものとする。</u></p> <p>(削除)</p>	<p><u>収入金額の全部又は一部が代替資産の取得に充てられていないときは、この規定の適用がないことに留意する。</u></p> <p><u>この場合において、贈与又は遺贈に係る財産の譲渡又は代替資産の取得に要した仲介料、登記費用等の費用があるときは、次により取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>贈与又は遺贈に係る財産の譲渡について仲介料、登記費用等の費用を要した場合には、当該譲渡の対価の額から当該譲渡に要した費用の額を控除した金額をもって同号かっこ書に規定する「当該譲渡による収入金額」とする。</u></p> <p>(2) <u>代替資産の取得について仲介料、登記費用等の費用を要した場合には、当該費用の額は、当該代替資産の取得に充てられたものとする。</u></p> <p>(2年を経過する日までの期間内に<u>公益事業の用に供される見込みであるかどうかの判定</u>)</p> <p>12 措令第25条の17第2項第2号に規定する「<u>当該贈与又は遺贈があった日以後2年を経過する日までの期間内に、当該法人の当該事業の用に供される見込みである</u>」かどうかの判定は、<u>当該財産が、当該贈与又は遺贈があった日以後2年を経過する日までの期間内に、当該財産を受けた法人の当該贈与又は遺贈に係る公益事業の用に供されることについて、例えば、建物の設計図、資金計画などその具体的計画があり、かつ、その計画の実現性があるかどうかにより行うものとする。</u></p> <p>(<u>2年を経過する日までの期間内に公益事業の用に供されることが困難である場合の「やむを得ない事情」</u>)</p> <p>13 措令第25条の17第2項第2号かっこ書に規定する「<u>贈与又は遺贈を受けた土地の上に建設をする当該贈与又は遺贈に係る公益を目的とする事業の用に供する建物のその建設に要する期間が通常2年を超えることその他のやむを得ない事情</u>」(14において「やむを得ない事情」という。)がある場合とは、<u>贈与者(当該贈与者の相続人及び包括受遺者を含む。)又は遺贈者(当該遺贈者の相続人及び包括受遺者を含む。)及び贈与又は遺贈を受けた法人の責めに帰せられない次に掲げる場合など、当該贈与又は遺贈に係る財産が、当該贈与又は遺贈があった日以後2年を</u></p>

改正後	改正前
<p>(承認申請書の提出後にやむを得ない事情が生じた場合)</p> <p>16 措令第25条の17第1項に規定する申請書の提出後に、やむを得ない事情が生じ、贈与又は遺贈に係る<u>財産等</u>が、当該贈与又は遺贈があった日<u>から</u>2年を経過する日までの期間内に、当該贈与又は遺贈を受けた<u>公益法人等の公益目的事業の用に直接</u>供されることが困難となった場合においても、<u>当該財産等</u>が、当該贈与又は遺贈があった日<u>から</u>国税庁長官が認める日までの期間内に<u>当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接</u>供され、又は供される見込みであるときは、同条第5項第2号に規定する要件を満たすものとして取り扱う。</p> <p>(注) 上記の場合には、やむを得ない事情が生じた後速やかに、やむを得ない事情の詳細を記載した書面を、<u>財産の贈与若しくは遺贈をした者の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。</u></p> <p>【措令第25条の17第5項第3号及び第6項関係】</p> <p>(相続税等の負担の不当減少についての判定)</p> <p>17 措令第25条の17第5項第3号の規定による所得税又は相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められるかどうかの判定は、原則として、贈与又は遺贈を受けた<u>公益法人等</u>が同条第6項各号に掲げる要件を満たしているかどうかにより行うものとする。</p> <p>ただし、<u>当該公益法人等の役員等及び職員のうち、その財産の贈与若しくは遺贈をした者又はこれらの者と親族その他措令第25条の17第5項第1号に規定する</u></p>	<p><u>経過する日までの期間内に、当該法人の公益事業の用に供されることが困難である事情が客観的に認められる場合をいうものとして取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>災害により、当該財産が当該期間内に当該事業の用に供せないこと。</u></p> <p>(2) <u>建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令による制限を受けるなどのため、施設の設置に関する計画の変更を余儀なくされ、施設の設置ができなくなったことに伴い、当該財産が、当該期間内に当該事業の用に供せないこと。</u></p> <p>(3) <u>施設の設置認可に係る行政庁の指導又は施設の設置についての隣接地等の所有者等の反対などにより、施設の設置に関する計画の変更を余儀なくされ、施設の設置ができなくなったことに伴い、当該財産が、当該期間内に当該事業の用に供せないこと。</u></p> <p>(承認申請書の提出後にやむを得ない事情が生じた場合)</p> <p>14 措令第25条の17第1項に規定する申請書の提出後に、やむを得ない事情が生じ、贈与又は遺贈に係る<u>財産</u>が、当該贈与又は遺贈があった日<u>以後</u>2年を経過する日までの期間内に、当該<u>財産の贈与又は遺贈を受けた法人の公益事業の用に</u>供されることが困難となった場合においても、<u>当該財産</u>が、当該贈与又は遺贈があった日<u>以後</u>国税庁長官が認める日までの期間内に<u>当該法人の当該事業の用に</u>供され、又は供される見込みであるときは、同条第2項第2号に規定する要件を満たすものとして取り扱う。</p> <p>(注) 上記の場合には、やむを得ない事情が生じた後速やかに、やむを得ない事情の詳細を記載した書面を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。</p> <p>【措令第25条の17第2項第3号及び第3項関係】</p> <p>(相続税等の負担の不当減少についての判定)</p> <p>15 措令第25条の17第2項第3号の規定による所得税又は相続税等の負担を不当に減少させる結果とならないと認められるかどうかの判定は、原則として、贈与又は遺贈を受けた<u>法人</u>が同条第3項各号に掲げる要件を満たしているかどうかにより行うものとする。</p> <p>ただし、<u>当該法人の役員等及び当該法人の職員のうち、その財産の贈与者若しくは遺贈者又はこれらの者と親族その他同項第1号に規定する特殊の関係がある</u></p>

改正後	改正前
<p>特殊の関係がある者が含まれていない事実があり、かつ、これらの者が、<u>当該公益法人等の財産の運用及び事業の運営に関して私的に支配している事実がなく、将来も私的に支配する可能性がないと認められる場合には、同号の要件を満たさないときであっても、同項第2号から第4号までの要件を満たしているときは、同条第5項第3号の規定による所得税又は相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められることに該当するものとして取り扱う。</u></p> <p>(その運営組織が適正であるかどうかの判定)</p> <p>18 措令第25条の17第6項第1号に規定する「その運営組織が適正である」かどうかの判定は、財産の贈与又は遺贈を受けた<u>公益法人等</u>について、次に掲げる事実が認められるかどうかにより行うものとして取り扱う。</p> <p>(1) 次に掲げる法人の態様に応じ、<u>定款、寄附行為又は規則</u>において、それぞれ次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>イ <u>公益社団法人及び公益財団法人</u></p> <p><u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）において定款の記載事項と定められている事項</u></p> <p><u>なお、この場合においては、次に掲げる事項が定款に定められていなければならないことに留意する。</u></p> <p>(イ) <u>措令第25条の17第6項第1号に定める親族その他特殊の関係がある者に関する規定及び同項第3号に定める残余財産の帰属に関する規定</u></p> <p>(ロ) <u>贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が法人税法第2条第15号に規定する役員（以下「会社役員」という。）となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数（理事現在数）の3分の2以上の承認を得ることを必要とすること。</u></p> <p><u>(注) 上記の「公益社団法人」とは、一般社団・財団法人法第2条第1号（(定義)）に規定する一般社団法人であって、公益認定法第4条（(公益</u></p>	<p>者が含まれていない事実があり、かつ、これらの者が、<u>当該法人の財産の運用及び事業の運営に関して私的に支配している事実がなく、将来も私的に支配する可能性がないと認められる場合には、同項第1号の要件を満たさないときであっても、同項第2号から第4号まで（同項第2号の判定に当たっては、「その法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、その法人の役員等又はこれらの者の親族等」とあるのは、「その法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者又はその者の親族等」と読み替えるものとする。）の要件を満たしているときは、同条第2項第3号の規定による所得税又は相続税等の負担を不当に減少させる結果とならないと認められることに該当するものとして取り扱う。</u></p> <p>(その運営組織が適正であるかどうかの判定)</p> <p>16 措令第25条の17第3項第1号に規定する「その運営組織が適正である」かどうかの判定は、財産の贈与又は遺贈を受けた<u>法人</u>について、次に掲げる事実が認められるかどうかにより行うものとして取り扱う。</p> <p>(1) 次に掲げる法人の態様に応じ、<u>寄附行為、定款又は規則</u>において、それぞれ次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>イ <u>民法第34条の規定により設立された財団法人</u></p> <p>(イ) <u>理事の定数は6人以上、監事の定数は2人以上であること。</u></p> <p>(ロ) <u>事業の管理運営に関する事項を審議するため評議員会の制度が設けられており、評議員の定数は、理事の定数の2倍を超えていること。ただし、理事と評議員との兼任禁止規定が定められている場合には、評議員の定数は、理事の定数と同数以上であること。</u></p> <p>(ハ) <u>理事、監事及び評議員の選任は、例えば、理事及び監事は評議員会の議決により、評議員は理事会の議決により選出されるなどその地位にあることが適当と認められる者が公正に選任されること。</u></p> <p>(ニ) <u>理事会の議事の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、次によること。</u></p> <p>A <u>重要事項の決定</u></p> <p><u>次の(A)から(G)までに掲げる事項の決定は、理事会における理事総数（理事現在数）の3分の2以上の多数による議決を必要とするとともに、原則として評議員会の同意を必要とすること。</u></p> <p><u>なお、贈与又は遺贈に係る財産が贈与者若しくは遺贈者又はこれらの</u></p>

改正後	改正前
<p>認定))の認定を受けたもの及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第40条第1項((社団法人及び財団法人の存続))に規定する一般社団法人で同法第106条第1項((移行の登記))による移行の登記をした法人をいい、「公益財団法人」とは一般社団・財団法人法第2条第1号に規定する一般財団法人であって公益認定法第4条の認定を受けたもの及び整備法第40条第1項に規定する一般財団法人で同法第106条第1項による移行の登記をした法人をいう。</p> <p>ロ 法人税法別表第2に掲げる一般社団法人で同法第2条第9号の2イに掲げるもの</p> <p>(イ) 理事の定数は6人以上、監事の定数は2人以上であること。</p> <p>(ロ) 理事会を設置すること。</p> <p>(ハ) 理事会の決議は、次の(ニ)に該当する場合を除き、理事会において理事総数（理事現在数）の過半数の決議を必要とすること。</p> <p>(ニ) 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、その出席した社員の議決権の過半数の決議を必要とすること。</p> <p>(ホ) 基本財産に関する定め</p> <p>(ヘ) 次に掲げるC及びD以外の事項の決議は、社員総会の決議を必要とすること。</p> <p>この場合において次のE、F及びG（事業の一部の譲渡を除く。）以外の事項については、あらかじめ理事会における理事総数（理事現在数）の3分の2以上の議決を必要とすること。</p> <p>なお、贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が会社役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数（理事現在数）の3分の2以上の承認を得ることを必要とすること。</p> <p>A 収支予算（事業計画を含む。）</p> <p>B 決算</p> <p>C 重要な財産（基本財産を含む。）の処分及び譲受け</p>	<p>者の親族が法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第15号((定義))に規定する役員（以下「会社役員」という。）となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数（理事現在数）の3分の2以上の同意を得ることを必要とすること。</p> <p>(A) 収支予算（事業計画を含む。）</p> <p>(B) 収支決算（事業報告を含む。）</p> <p>(C) 基本財産の処分</p> <p>(D) 借入金（その会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(E) 寄附行為の変更</p> <p>(F) 解散</p> <p>(G) 公益事業以外の事業に関する重要な事項</p> <p>B その他の事項の決定</p> <p>上記Aに掲げる事項以外の事項の決定は、原則として、理事会において理事総数（理事現在数）の過半数の議決を必要とすること。</p> <p>(ホ) 評議員会の議事の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、評議員会における評議員総数（評議員現在数）の過半数の議決を必要とすること。</p> <p>(ハ) 上記(ニ)及び(ホ)の議事の表決を行う場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって意思を表示した者は、出席者とみなすことができるが、他の者を代理人として表決を委任することはできないこと。</p> <p>(ト) 役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する「給与等」をいう。以下同じ。）を支給しないこと。</p> <p>(チ) 監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにその法人の職員が含まれてはならないこと。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係を有しないこと。</p> <p>(リ) 贈与又は遺贈を受けた財団法人が、8（(公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定)）の(1)のト又はチに掲げる事業その他これらに類する事業を行うものである場合には、学資の支給若しくは貸与の対象となる者又は助成金の支給の対象となる者等を選考するため、理事会において選出される</p>

改正後	改正前
<p>D <u>借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期の借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄</u></p> <p>E <u>定款の変更</u></p> <p>F <u>解散</u></p> <p>G <u>合併、事業の全部又は一部の譲渡</u></p> <p>H <u>公益目的事業以外の事業に関する重要な事項</u> <u>（注）一般社団・財団法人法第15条第2項第2号（（設立時役員等の選任）に規定する会計監査人設置一般社団法人で、同法第127条（（会計監査人設置一般社団法人の特則））の規定の適用により同法第126条第2項（（計算書類等の定時社員総会への提出等））の規定の適用がない場合にあつては、上記Bの決算について、社員総会の決議を要しないことに留意する。</u></p> <p>(ト) <u>役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項（（給与所得））に規定する「給与等」をいう。以下同じ。）を支給しないこと。</u></p> <p>(フ) <u>監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びその法人の職員が含まれてはならないこと。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係を有しないこと。</u></p> <p>(注) 1 <u>上記のほか、措令第25条の17第6項第1号に定める親族その他特殊の関係がある者に関する規定及び同項第3号に定める残余財産の帰属に関する規定並びに法人税法施行令第3条第1項第1号（（非営利型法人の範囲））に定める剰余金の分配に関する規定が定款に定められていなければならないことに留意する。</u></p> <p>2 <u>社員総会における社員の議決権は各1個とし、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する事項（一般社団・財団法人法第50条から第52条までに規定する事項を除く。）について、定款の定めがある場合には、ロに該当しないものとして取り扱う。</u></p> <p>ハ <u>法人税法別表第2に掲げる一般財団法人で同法第2条第9号の2イに掲げるもの</u> <u>(イ) 理事の定数は6人以上、監事の定数は2人以上、評議員の定数は6人以上であること。</u></p>	<p><u>教育関係者又は学識経験者等により組織される選考委員会を設けること。</u></p> <p>(注) <u>上記のほか、措令第25条の17第3項第1号及び第3号に定める親族その他特殊の関係がある者についての制限規定及び残余財産の帰属に関する規定が定められていなければならないことに留意する。</u></p> <p>ロ <u>民法第34条の規定により設立された社団法人</u> <u>(イ) 理事の定数は6人以上、監事の定数は2人以上であること。</u> <u>(ロ) 理事及び監事の選任は、例えば、社員総会における社員の選挙により選出されるなどその地位にあることが適当と認められる者が公正に選任されること。</u> <u>(ハ) 理事会の議事の決定は、このロの(ホ)に該当する場合を除き、原則として、理事会において理事総数（理事現在数）の過半数の議決を必要とすること。</u> <u>(ニ) 社員総会の議事の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総数の過半数が出席し、その出席社員の過半数の議決を必要とすること。</u> <u>(ホ) 次に掲げる事項（次の(ハ)により評議員会などに委任されている事項を除く。）の決定は、社員総会の議決を必要とすること。</u> <u>この場合において、次のE及びF以外の事項については、あらかじめ理事会における理事総数（理事現在数）の3分の2以上の多数による議決を必要とすること。</u></p> <p>A <u>収支予算（事業計画を含む。）</u></p> <p>B <u>収支決算（事業報告を含む。）</u></p> <p>C <u>基本財産の処分</u></p> <p>D <u>借入金（その会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）</u> <u>その他新たな義務の負担及び権利の放棄</u></p> <p>E <u>定款の変更</u></p> <p>F <u>解散</u></p> <p>G <u>公益事業以外の事業に関する重要な事項</u></p> <p>(ハ) <u>社員総会のほかに、事業の管理運営に関する事項を審議するため評議員会などの制度が設けられ、上記(ホ)のE及びF以外の事項の決定がこれらの機関に委任されている場合におけるこれらの機関の構成員の定数及び選任並びに議事の決定については、次によること。</u> <u>A 構成員の定数は、理事の定数の2倍を超えていること。</u></p>

改正後	改正前
<p>(ロ) <u>評議員の定数は、理事の定数と同数以上であること。</u></p> <p>(ハ) <u>評議員の選任は、例えば、評議員の選任のために設置された委員会の議決により選任されるなどその地位にあることが適当と認められる者が公正に選任されること。</u></p> <p>(ニ) <u>理事会の決議は、次の(ト)に該当する場合を除き、理事会において理事総数（理事現在数）の過半数の決議を必要とすること。</u></p> <p>(ホ) <u>評議員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、評議員会において評議員総数（評議員現在数）の過半数の決議を必要とすること。</u></p> <p>(ヘ) <u>基本財産に関する定め</u></p> <p>(ト) <u>次に掲げるC及びD以外の事項の決議は、評議員会の決議を必要とすること。</u></p> <p><u>この場合において次のE及びF（事業の一部の譲渡を除く。）以外の事項については、あらかじめ理事会における理事総数（理事現在数）の3分の2以上の決議を必要とすること。</u></p> <p><u>なお、贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が会社役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数（理事現在数）の3分の2以上の承認を得ることを必要とすること。</u></p> <p>A <u>収支予算（事業計画を含む。）</u></p> <p>B <u>決算</u></p> <p>C <u>重要な財産（基本財産を含む。）の処分及び譲受け</u></p> <p>D <u>借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期の借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄</u></p> <p>E <u>定款の変更</u></p> <p>F <u>合併、事業の全部又は一部の譲渡</u></p> <p>G <u>公益目的事業以外の事業に関する重要な事項</u></p> <p><u>(注) 一般社団・財団法人法第153条第1項第7号((定款の記載又は記載事項))に規定する会計監査人設置一般財団法人で、同法第199条の規定において読み替えて準用する同法第127条の規定により同法第126条第2項の規定の適用がない場合にあつては、上記Bの決算について評議員会の決議を要しないことに留意する。</u></p>	<p>B <u>構成員の選任については、上記(ロ)に準じて定められていること。</u></p> <p>C <u>議事の決定については、原則として構成員総数の過半数の議決を必要とすること。</u></p> <p>(ト) <u>上記(ハ)から(ヘ)までの議事の表決を行う場合には、あらかじめ通知された事項について書面をもって意思を表示した者は、出席者とみなすことができるが、他の者を代理人として表決を委任することはできないこと。</u></p> <p>(フ) <u>役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しないこと。</u></p> <p>(リ) <u>監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びその法人の職員が含まれてはならないこと。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係を有しないこと。</u></p> <p><u>(注) 上記のほか、措令第25条の17第3項第1号及び第3号に定める親族その他特殊の関係がある者についての制限規定及び残余財産の帰属に関する規定が定められていなければならないことに留意する。</u></p> <p>ハ <u>学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人その他の公益法人</u> <u>その法人に社員総会又はこれに準ずる議決機関があるものについては上記ロを準用し、それ以外の法人については上記イを準用する。この場合において、上記イの(ニ)のAの(F)又はロの(ホ)のFに「解散」とあるのは、「解散及び合併」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(注) 1 上記の法人のうち、別途、通達により標準的な寄附行為、定款又は規則の定めがあるものについては、その標準的な寄附行為、定款又は規則に従って定められたものは、(1)に掲げる事項が定められているものとして取り扱われることに留意する。</u></p> <p><u>2 上記イ又はロに掲げる事項のうち、法令に定めがあるものについては、寄附行為、定款又は規則で定めることを要しない。</u></p>

改正後

改正前

(f) 役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しないこと。

(g) 監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにその法人の職員が含まれてはならないこと。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係を有しないこと。

(注) 上記のほか、措令第25条の17第6項第1号に定める親族その他特殊の関係がある者に関する規定及び同項第3号に定める残余財産の帰属に関する規定並びに法人税法施行令第3条第1項第1号に定める剰余金の分配に関する規定が定款に定められていなければならないことに留意する。

三 学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人その他の公益目的事業を行う法人

(イ) その法人に社員総会又はこれに準ずる議決機関がある法人

A 理事の定数は6人以上、監事の定数は2人以上であること。

B 理事及び監事の選任は、例えば、社員総会における社員の選挙により選出されるなどその地位にあることが適当と認められる者が公正に選任されること。

C 理事会の議事の決定は、次のEに該当する場合を除き、原則として、理事会において理事総数（理事現在数）の過半数の議決を必要とすること。

D 社員総会の議事の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総数の過半数が出席し、その出席社員の過半数の議決を必要とすること。

E 次に掲げる事項（次のFにより評議員会などに委任されている事項を除く。）の決定は、社員総会の議決を必要とすること。

この場合において、次の(E)及び(F)以外の事項については、あらかじめ理事会における理事総数（理事現在数）の3分の2以上の多数による議決を必要とすること。

(A) 収支予算（事業計画を含む。）

(B) 収支決算（事業報告を含む。）

(C) 基本財産の処分

(D) 借入金（その会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除

改正後

改正前

く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(E) 定款の変更

(F) 解散及び合併

(G) 当該法人の主たる目的とする事業以外の事業に関する重要な事項

F 社員総会のほかに事業の管理運営に関する事項を審議するため評議員会などの制度が設けられ、上記Eの(E)及び(F)以外の事項の決定がこれらの機関に委任されている場合におけるこれらの機関の構成員の定数及び選任並びに議事の決定については、次によること。

(A) 構成員の定数は、理事の定数の2倍を超えていること。

(B) 構成員の選任については、上記Bに準じて定められていること。

(C) 議事の決定については、原則として、構成員総数の過半数の議決を必要とすること。

G 上記CからFまでの議事の表決を行う場合には、あらかじめ通知された事項について書面をもって意思を表示した者は、出席者とみなすことができるが、他の者を代理人として表決を委任することはできないこと。

H 役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しないこと。

I 監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにその法人の職員が含まれてはならないこと。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係を有しないこと。

(ロ) 上記(イ)以外の法人

A 理事の定数は6人以上、監事の定数は2人以上であること。

B 事業の管理運営を審議するため評議員会の制度が設けられており、評議員の定数は、理事の定数の2倍を超えていること。ただし、理事と評議員との兼任禁止規定が定められている場合には、評議員の定数は、理事の定数と同数以上であること。

C 理事、監事及び評議員の選任は、例えば、理事及び監事は評議員会の議決により、評議員は理事会の議決により選出されるなどその地位にあることが適当と認められる者が公正に選任されること。

D 理事会の議事の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、次によ

改正後

改正前

ること。

(A) 重要事項の決定

次の a から g までに掲げる事項の決定は、理事会における理事総数（理事現在数）の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とするとともに、原則として評議員会の同意を必要とすること。

なお、贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈をした者又はその者の親族が会社役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数（理事現在数）の 3 分の 2 以上の同意を得ることを必要とすること。

a 収支予算（事業計画を含む。）

b 収支決算（事業報告を含む。）

c 基本財産の処分

d 借入金（その会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

e 寄附行為の変更

f 解散及び合併

g 当該法人の主たる目的とする事業以外の事業に関する重要な事項

(B) その他の事項の決定

上記(A)に掲げる事項以外の事項の決定は、原則として、理事会において理事総数（理事現在数）の過半数の議決を必要とすること。

E 評議員会の議事の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、評議員会における評議員総数（評議員現在数）の過半数の議決を必要とすること。

F 上記D及びEの議事の表決を行う場合には、あらかじめ通知された事項について書面をもって意思を表示した者は、出席者とみなすことができるが、他の者を代理人として表決を委任することはできないこと。

G 役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しないこと。

H 監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにその法人

改正後

の職員が含まれてはならないこと。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係を有しないこと。

I 贈与又は遺贈を受けた公益法人等が、学生等に対して学資の支給若しくは貸与をし、又は研究者に対して助成金を支給する事業その他これらに類する事業を行うものである場合には、学資の支給若しくは貸与の対象となる者又は助成金の支給の対象となる者を選考するため、理事会又は評議員会において選出される教育関係者又は学識経験者などにより組織される選考委員会を設けること。

(注) 1 上記のほか、措令第25条の17第5項第1号に定める親族その他特殊の関係がある者に関する規定及び同項第3号に定める残余財産の帰属に関する規定が定款などに定められていなければならないことに留意する。

2 上記の法人のうち、別途、国税庁長官の定める通達により標準的な定款、寄附行為又は規則の定めがあるものについては、その標準的な定款、寄附行為又は規則に従って定められたものは、上記二に該当するものとして取り扱うことに留意する。

(注) 特例民法法人（整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人のうち、同法第106条第1項（同法第121条第1項（認定に関する規定の準用））において読み替えて準用する場合を含む。）の移行の登記をしていないもの（同法第131条第1項（認可の取消し）の規定により同法第45条（通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行）の認可を取り消されたものにあつては、法人税法第2条第9号の2イに掲げるものに該当するものに限る。）をいう。）については、法令に別段の定めがある場合を除き、上記二に準じて取り扱うことに留意する。

(2) 当該公益法人等の事業の運営及び役員等の選任などが、法令及び定款、寄附行為又は規則に基づき適正に行われていること。

(注) ・ ・ ・ 当該公益法人等のそれぞれの役員等のうちに占める割合が3分の1を超えている場合には、当該公益法人等の役員等の選任は、適正に行われていないものとして取り扱う。

(3) 当該公益法人等の経理については、その公益法人等の事業の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するために必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出

改正前

(2) 当該法人の事業の運営及び役員等の選任等が、法令及び寄附行為、定款又は規則に基づき適正に行われていること。

(注) ・ ・ ・ 当該法人のそれぞれの役員等のうちに占める割合が3分の1を超えている場合には、当該法人の役員等の選任は、適正に行われていないものとして取り扱う。

(3) 当該法人の経理については、その法人の事業の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するために必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負

改正後

並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていると認められること。

(特別の利益を与えること)

19 措令第25条の17第6項第2号の規定による特別の利益を与えることとは、具体的には、例えば、次の(1)又は(2)に該当すると認められる場合が、これに該当するものとして取り扱う。

(1) 財産の贈与又は遺贈を受けた公益法人等の定款、寄附行為若しくは規則又は贈与契約書などにおいて、次に掲げる者に対して、当該公益法人等の財産を無償で利用させ、又は与えるなど特別の利益を与える旨の記載がある場合

イ 財産の贈与をする者

ロ 当該公益法人等の役員等若しくは社員

ハ 財産の贈与若しくは遺贈をする者、当該公益法人等の役員等若しくは社員
(以下「贈与等をする者等」という。)の親族

ニ 贈与等をする者等と次に掲げる特殊の関係がある者(以下「特殊の関係がある者」という。)

(イ) 贈与等をする者等とまだ婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(ロ) 贈与等をする者等の使用人及び使用人以外の者で贈与等をする者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

(ハ) (省略)

(ニ) 贈与等をする者等が会社役員となっている他の会社

(ホ) 贈与等をする者等、その親族、上記(イ)から(ハ)までに掲げる者及びこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係にある法人を判定の基礎とした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

(ハ) (省略)

(2) 財産の贈与又は遺贈を受けた公益法人等が、贈与等をする者等又はその親族その他特殊の関係がある者に対して、次に掲げるいずれかの行為をし、又は行為をすると認められる場合

イ 当該公益法人等の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。

改正前

債の明細が適正に記帳されていると認められること。

(特別の利益を与えること)

17 措令第25条の17第3項第2号の規定による特別の利益を与えることとは、具体的には、例えば、次の(1)又は(2)に該当すると認められる場合が、これに該当するものとして取り扱う。

(1) 財産の贈与又は遺贈を受けた法人の寄附行為、定款若しくは規則又は贈与契約書等において、次に掲げる者に対して、当該法人の財産を無償で利用させ、又は与えるなど特別の利益を与える旨の記載がある場合

イ 財産の贈与者

ロ 当該法人の役員等

ハ 財産の贈与者若しくは遺贈者の親族

ニ 当該法人の役員等の親族

ホ 財産の贈与者若しくは遺贈者又は当該法人の役員等(以下「贈与者等」
という。)と次に掲げる特殊の関係がある者(以下「特殊の関係がある者」
という。)

(イ) 贈与者等とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(ロ) 贈与者等の使用人及び使用人以外の者で贈与者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

(ハ) (同左)

(ニ) 贈与者等が会社役員となっている他の会社

(ホ) 贈与者等、その親族、上記(イ)から(ハ)までに掲げる者及びこれらの者と法人税法第2条第10号(定義)に規定する政令で定める特殊の関係にある法人を判定の基礎とした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

(ハ) (同左)

(2) 財産の贈与又は遺贈を受けた法人が、贈与者等又はその親族その他特殊の関係がある者に対して、次に掲げるいずれかの行為をし、又は行為をすると認められる場合

イ 当該法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。

改正後	改正前
<p>ロ <u>当該公益法人等</u>の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付けをすること。</p> <p>ハ <u>当該公益法人等</u>の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。</p> <p>ニ (省略)</p> <p>ホ これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から<u>公益目的事業</u>の用に<u>直接</u>供するとは認められない財産を取得すること。</p> <p>ヘ これらの者に対して、<u>当該公益法人等</u>の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は<u>当該公益法人等</u>の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと。</p> <p>ト これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け（<u>当該公益法人等</u>の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。）をすること。</p> <p>チ (省略)</p> <p>リ (省略)</p>	<p>ロ <u>当該法人</u>の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付けをすること。</p> <p>ハ <u>当該法人</u>の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。</p> <p>ニ (同左)</p> <p>ホ これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から<u>公益事業</u>の用に供するとは認められない財産を取得すること。</p> <p>ヘ これらの者に対して、<u>当該法人</u>の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は<u>当該法人</u>の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと。</p> <p>ト これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け（<u>当該法人</u>の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。）をすること。</p> <p>チ (同左)</p> <p>リ (同左)</p>
<p>〔<u>措令第25条の17第7項</u>関係〕</p>	<p>〔<u>措令第25条の17第4項</u>関係〕</p>
<p>(法律の規定により自主的にその財政基盤の強化を図るべきこととされているもの)</p>	<p>(法律の規定により自主的にその財政基盤の強化を図るべきこととされているもの)</p>
<p>20 <u>措令第25条の17第7項</u>に規定する法律の規定により自主的にその財政基盤の強化を図るべきこととされている<u>公益法人等</u>で財務省令で定めるものとは、<u>措規第18条の19第4項</u>の規定による私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第4条第1項（<u>私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助</u>）に規定する大学又は高等専門学校を設置する学校法人で同法第14条第1項（<u>書類の作成等</u>）に規定する文部科学大臣の定める基準である学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に従い会計処理を行うものをいい、例えば、その贈与又は遺贈に係る法人の監査報告書又は寄附行為などに<u>当該公益法人等</u>の会計処理は学校法人会計基準により行う旨の記載があるものは、これに該当するものとして取り扱う。</p>	<p>18 <u>措令第25条の17第4項</u>に規定する法律の規定により自主的にその財政基盤の強化を図るべきこととされている<u>法人</u>で財務省令で定めるものとは、<u>租税特別措置法施行規則</u>（昭和32年大蔵省令第15号。以下「<u>措規</u>」という。）第18条の19第2項の規定による私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第4条第1項に規定する大学又は高等専門学校を設置する学校法人で同法第14条第1項に規定する文部科学大臣の定める基準である学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に従い会計処理を行うものをいい、例えば、その贈与又は遺贈に係る法人の監査報告書又は<u>寄附行為等に当該法人</u>の会計処理は学校法人会計基準により行う旨の記載があるものは、これに該当するものとして取り扱う。</p>
<p>(基本金に組み入れた財産の譲渡)</p> <p>21 <u>措令第25条の17第7項第2号</u>かっこ書に規定する「当該財産につき譲渡があ</p>	<p>(基本金に組み入れた財産の譲渡)</p> <p>19 <u>措令第25条の17第4項第2号</u>かっこ書に規定する「当該財産につき譲渡があつ</p>

改正後

った場合」とは、措規第18条の19第6項に規定する公益法人等の理事会が贈与又は遺贈を受けた財産を基本金に組み入れる旨の決定を行った後に当該公益法人等が当該財産を譲渡した場合をいい、この場合に限り当該財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産が当該公益法人等の財政基盤の強化を図るために同項に規定する方法により管理されていることとなることに留意する。

〔措令第25条の17第9項関係〕

（基本金明細表等の提出期限）

22 ……当該贈与又は遺贈に係る山林所得、譲渡所得又は雑所得につき国税通則法(昭和37年法律第66号)第24条((更正))から第26条((再更正))までの規定による更正又は決定を受ける日の前日までに当該申請書の提出があったことから、当該申請書が当該期間内に提出されたものとされる場合であっても、措令第25条の17第9項かっこ書の適用上、当該期間が延長されることにはならないことに留意する。

(削除)

(削除)

改正前

た場合」とは、措規第18条の19第4項に規定する法人の理事会その他これに準ずる機関が贈与又は遺贈を受けた財産を基本金に組み入れる旨の決定を行った後に当該法人が当該財産を譲渡した場合をいい、この場合に限り当該財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産が当該法人の財政基盤の強化を図るために同項に規定する方法により管理されていることとなることに留意する。

〔措令第25条の17第6項関係〕

（基本金明細表等の提出期限）

20 ……当該贈与又は遺贈に係る山林所得又は譲渡所得につき国税通則法第24条から第26条までの規定による更正又は決定を受ける日の前日までに当該申請書の提出があったことから、当該申請書が当該期間内に提出されたものとされる場合であっても、措令第25条の17第6項かっこ書の適用上、当該期間が延長されることにはならないことに留意する。

〔措令第25条の17第7項関係〕

（財産を譲渡することについてのやむを得ない理由として認める場合等）

21 措規第18条の19第9項に規定する国税庁長官が認める理由により贈与又は遺贈に係る財産の譲渡をする場合とは、例えば、次に掲げるような場合とし、同項に規定する当該財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利で国税庁長官が認めるものとは、次に掲げるようなものがこれに該当するものとして取り扱う。

(1) 贈与又は遺贈に係る土地等が、不整形地若しくは間口が狭小な土地等又は借地権が設定されている土地等であることなどから、それ自体を、直接、公益法人の公益事業の用に供することが困難であるため、当該土地等の全部又は一部が当該法人において隣接地等又は借地権と交換された場合 交換により取得した隣接地等又は借地権

(2) 財産の提供による公益法人の設立認可等又は公益事業に係る施設の設置認可に際し、当該施設の設置場所が適当でないとする行政庁の指導に基づく設置場所の変更があったことに伴い、贈与又は遺贈に係る財産が当該法人において譲

改 正 後	改 正 前
<p>〔措置法第40条第2項関係〕</p> <p>（2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供されたかどうかの判定）</p> <p>23 措置法第40条第2項に規定する財産等が贈与又は遺贈があった日から2年を経過する日までの期間（当該期間内に当該贈与又は遺贈を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措令第25条の17第4項で定める事情があるときは、当該贈与又は遺贈があった日から国税庁長官が認める日までの期間。以下同じ。）内に当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供されたかどうかの判定は、</p>	<p><u>渡された場合 当該変更後の施設の用に供する減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利</u></p> <p>(3) <u>贈与又は遺贈に係る財産の使用について建築基準法その他の法令による制限を受けるなどのため、当初の使用計画が実行不能となったことから事業計画の変更があったことに伴い、当該財産が公益法人において譲渡された場合 当該変更後の施設の用に供する減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利</u></p> <p>(4) <u>公益法人の設立の許可又は認可の要件として、一定の施設を有することが必要とされていることから、当該公益法人等の設立前にその設立準備委員会等において、贈与又は遺贈によって取得した土地等の財産が譲渡され、その譲渡代金の全額をもって当該施設が取得された場合で、当該施設の取得のためには当該財産を譲渡するよりほかに方法がなかったと認められるとき 当該施設の用に供する減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利</u></p> <p>(5) <u>公益事業の新規開設又は事業規模の拡張に伴いその事業の基盤として必要不可欠な財産の取得資金に充てるため、又はその事業の基盤として必要不可欠な建物等の減価償却資産が老朽化したことに伴い当該資産の建替資金等に充てるために贈与又は遺贈に係る財産が公益法人において譲渡された場合（上記(4)に掲げる場合を除く。）で、当該法人の財務状況や活動状況に照らし、その財産の取得又は建替え等のためには当該贈与又は遺贈に係る財産を譲渡するよりほかに方法がなかったと認められるとき 当該施設の用に供する減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利</u></p> <p><u>（注） 当該法人が贈与又は遺贈に係る財産を譲渡することを企図して贈与又は遺贈を受けたと認められる場合には、(5)に該当しないことに留意する。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>次に定める日が当該期間内であるかどうかにより行うものとして取り扱う。</p> <p><u>この場合において、措置法第40条第2項に規定する「当該贈与又遺贈があつた日」とは、5（(贈与又は遺贈のあつた日)）に定める日をいうものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(1) 次の(2)以外の財産等 当該財産等を当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供した日</u></p> <p><u>(注) 贈与又は遺贈に係る財産が当該贈与又は遺贈を受ける前から当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供されている場合は、5の(1)又は(3)（(贈与又は遺贈のあつた日)）に定める日を当該公益目的事業の用に直接供した日と取り扱う。</u></p> <p><u>(2) 財産等の性質上、公益目的事業の用に直接供することができない財産等 贈与又は遺贈があつた日以後に当該財産等から生じた果実を最初に当該公益目的事業の用に供した日</u></p>	
<p><u>〔措置法第40条第2項及び第3項共通関係〕</u></p>	(新設)
<p><u>（特定一般法人に該当しないこととなった場合）</u></p>	(新設)
<p>24 <u>財産の贈与又は遺贈を受けた特定一般法人が当該贈与又は遺贈に係る措置法第40条第1項後段の承認があつた後に法人税法第2条第9号の2イに掲げる要件を満たさないこととなった場合には、同条第2項に規定する「当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産…当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供されなかつたとき」又は同条第3項に規定する「第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が…当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産をその公益目的事業の用に直接供しなくなつた場合」に該当することに留意する。</u></p>	
<p><u>〔措置法第40条第5項関係〕</u></p>	(新設)
<p><u>（譲渡の日）</u></p>	(新設)
<p>25 <u>措置法第40条第5項に規定する「譲渡の日」とは、同項に規定する贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡による当該財産の引渡しの日をいうものとして取り扱う。</u></p>	
<p><u>（公益目的事業の用に2年以上直接供しているかどうかの判定）</u></p>	(新設)
<p>26 <u>措置法第40条第5項に規定する「贈与又は遺贈を受けた財産」を当該贈与又は遺贈を</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>受けた公益法人等の公益目的事業の用に2年以上直接供しているかどうかの判定は、原則として、当該贈与又は遺贈を受けた財産について、23の(1)又は(2)((2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供されたかどうかの判定))に定める日から25((譲渡の日))に定める譲渡の日の前日までの期間により行うものとして取り扱う。</u></p> <p><u>ただし、上記により、当該贈与又は遺贈を受けた財産が当該公益法人等の公益目的事業の用に2年以上直接供していると判定される場合であっても、当該譲渡に伴い当該贈与又は遺贈を受けた財産が当該公益法人等の公益目的事業の用に供されなくなったと認められる場合を除いては、措置法第40条第5項の規定の適用がないことに留意する。</u></p> <p><u>(買換資産の範囲)</u></p> <p>27 <u>措置法第40条第5項に規定する「同項の贈与又は遺贈を受けた財産…(…当該財産と同種の資産(財務省令で定めるものを含む。)、土地及び土地の上に存する権利に限る。)」(以下「買換資産」という。)の範囲から、措令第25条の17第2項に規定する「国外にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物」が除かれることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 買換資産の取得後に措置法第40条第3項の規定による同条第1項後段の承認の取消しがあった場合であっても、当該承認に係る贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡があったものとして、当該財産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る所得税が課されることに留意する。</u></p> <p><u>(譲渡の収入金額による買換資産の取得)</u></p> <p>28 <u>8((譲渡の収入金額による代替資産の取得))の取扱いは買換資産を取得する場合に準用する。</u></p> <p><u>(同種の資産の範囲)</u></p> <p>29 <u>措置法第40条第5項に規定する「当該財産と同種の資産」とは、例えば、同項に規定する贈与又は遺贈を受けた財産が土地の場合は、土地又は土地の上に存する権利(以下「土地等」という。)、建物の場合は、建物及びその附属設備(以下「建物等」という。)、書画の場合は、書画及び骨とうをいう。</u></p> <p><u>なお、措置法第40条第5項に規定する贈与又は遺贈を受けた財産が土地等で、当該</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>土地等とともにその上に存する建物等を譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって、新たな土地等及びその上に存する建物等の取得に充てた場合（当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額のうち建物等の譲渡による収入金額の全部に相当する金額が、新たな土地等の上に存する建物等の取得に充てられる場合に限る。）には、新たに取得する土地等及びその上に存する建物等を同種の資産として差し支えないものとして取り扱う。</u></p> <p><u>（注） 措規第18条の19第11項に規定する「公社債及び投資信託の受益権」には、割引の方法により発行される公社債や分配金の分配方式がいわゆる無分配型（分配型であって利息が再投資されるものを含む。）の投資信託の受益権などのように、果実が生じない又はその生ずる果実を公益目的事業の用に供することができない公社債及び投資信託の受益権は含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>（譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類）</u></p> <p>30 <u>措置法第40条第5項に規定する「当該譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類」は、当該譲渡の日の前日まで（以下「期限内」という。）に同項に規定する公益法人等の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならないが、期限内に提出された当該書類についてその記載内容の不備が軽微なもので速やかに補完されると認められる場合には、同項の適用があるものとして取り扱う。</u></p> <p><u>（買換資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供しているかどうかの判定）</u></p> <p>31 <u>買換資産を措置法第40条第5項に規定する贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡の日の翌日から1年を経過する日までの期間（当該期間内に当該贈与又は遺贈を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措令第25条の17第16項に定める事情があるときは、当該譲渡の日の翌日から国税庁長官が認める日までの期間。以下この項において同じ。）内に、当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供しているかどうかの判定は、当該買換資産について、23の(1)又は(2)((2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供されたかどうかの判定))に定める日が当該期間内かどうかにより行うものとして取り扱う。</u></p> <p><u>（注） 当該買換資産が当該期間内に当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供していないと判定される場合には、措置法第40条第3項に規定する「代替資産をその公益目的事業の用に直接供しなくなった場合」に該当することに留意する。</u></p>	<p></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(買換資産が公益法人等の福利厚生施設等として使用される場合)</u></p> <p>32 14((公益法人等の福利厚生施設等として使用される場合))の取扱いは、買換資産について準用する。</p>	(新設)
<p><u>(買換資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」)</u></p> <p>33 10((2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」))の取扱いは、措令第25条の17第16項に規定する「その他当該買換資産を同項の譲渡の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に当該公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情」に準用する。</p>	(新設)
<p><u>(譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類の提出後にやむを得ない事情が生じた場合)</u></p> <p>34 16((承認申請書の提出後にやむを得ない事情が生じた場合))の取扱いは、措置法第40条第5項に規定する「譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類」の提出後に33((買換資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」))に定めるやむを得ない事情が生じた場合に準用する。</p> <p>(注) <u>上記の場合には、やむを得ない事情が生じた後速やかに、やむを得ない事情の詳細を記載した書面を、措置法第40条第5項に規定する公益法人等の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。</u></p>	(新設)
<p><u>(代替資産又は買換資産についての措置法第40条第5項の適用)</u></p> <p>35 措置法第40条第5項に規定する公益法人等が措令第25条の17第3項に定める代替資産又は買換資産を当該公益法人等の公益目的事業の用に2年以上直接供している場合には、当該代替資産又は買換資産について同項の規定の適用があるものとして取り扱う。この場合において、同項中「同項の贈与又は遺贈を受けた財産」とあるのは「措令第25条の17第3項に定める代替資産又は買換資産」と、「当該財産」とあるのは「当該代替資産又は買換資産」と、「譲渡の日」とあるのは「当該代替資産又は買換資産の譲渡の日」と読み替えるものとする。</p>	(新設)

改正後	改正前
<p>(注) <u>上記の場合、25（(譲渡の日)）から34（(譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類の提出後にやむを得ない事情が生じた場合)）の取扱いを準用する。</u></p> <p>〔措置法第40条第6項関係〕</p> <p>（合併の日）</p> <p>36 <u>措置法第40条第6項に規定する「合併の日」（以下「合併の日」という。）とは、それぞれ次に掲げる日をいうものとして取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>吸収合併の場合 合併の効力の生ずる日（合併登記により合併の効力が生ずる場合は、合併登記の日）</u></p> <p>(注) <u>次に掲げる法人の吸収合併の場合の合併の日は、それぞれ次に掲げる日となることに留意する。</u></p> <p>1 <u>公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人 合併の効力の生ずる日</u></p> <p>2 <u>特例民法法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、医療法人又は特定非営利活動法人 法人の合併登記の日</u></p> <p>(2) <u>新設合併の場合 合併により設立する法人の成立した日</u></p> <p>(注) <u>次に掲げる法人の新設合併の場合の合併により設立する法人の成立した日は、合併により設立する法人の設立登記の日となることに留意する。</u></p> <p><u>公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、医療法人又は特定非営利活動法人</u></p> <p>（新設合併の場合の措令第25条の17第17項に定める書類）</p> <p>37 <u>措置法第40条第6項に規定する「第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈」（以下「特定贈与等」という。）を受けた公益法人等が同項の規定により、同条第3項に規定する財産等（以下41において「財産等」という。）を合併により設立する法人に移転しようとする場合における措令第25条の17第17項に規定する「当該公益合併法人が同項の規定の適用を受けることを確認した書類」とは、当該合併により消滅することとなる法人が連名により同項の規定の適用を受けることを確認した書類とする。</u></p> <p>(注) <u>上記の場合、特定贈与等を受けた法人の納税地の所轄税務署長は、合併の日以後速やかに合併により設立された法人に対し、上記書類の内容について確認を行</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>うものとする。</u></p>	
<p>〔措置法第40条第7項関係〕</p>	(新設)
<p>(解散の日)</p>	(新設)
<p>38 <u>措置法第40条第7項に規定する「解散の日」(以下「解散の日」という。)とは、同項に規定する特定贈与等を受けた公益法人等の解散による残余財産の分配又は引渡しの日をいうものとして取り扱う。</u></p>	
<p>〔措置法第40条第8項関係〕</p>	(新設)
<p>(贈与の日)</p>	(新設)
<p>39 <u>措置法第40条第8項に規定する「贈与の日」とは、同項に規定する当初法人による同項に規定する引継財産の贈与の履行の日をいうものとして取り扱う。</u></p>	
<p>(公益引継資産が金銭の場合)</p>	(新設)
<p>40 <u>措置法第40条第8項に規定する「公益引継資産」が金銭の場合、原則として、同項に規定する引継法人は、当該金銭の全部をもって当該引継法人の公益目的事業の用に直接供することができる財産を取得し、当該財産を同項に規定する贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間(当該期間内に当該引継法人の当該公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措令第25条の17第16項に定める事情があるときは、当該贈与の日の翌日から国税庁長官が認める日までの期間)内に当該公益目的事業の用に直接供しなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 上記の場合、公益目的事業の用に供することができる財産の取得に要した仲介料、登記費用などの費用があるときは、8((譲渡の収入金額による代替資産の取得))の取扱いを準用する。</u></p>	
<p>〔措置法第40条第9項関係〕</p>	(新設)
<p>(措置法第40条第9項に規定する贈与の日)</p>	(新設)
<p>41 <u>措置法第40条第9項に規定する「贈与の日」とは、同項に規定する特定贈与等を受けた特定一般法人による同項に規定する財産等の贈与の履行の日をいうものとして取り</u></p>	

改正後	改正前
<p>扱う。</p>	
<p>〔措置法第40条第6項から第9項まで共通関係〕</p>	(新設)
<p>〔措置法第40条第3項の適用関係〕</p>	(新設)
<p>42 措置法第40条第6項から第9項までの規定の適用を受けた場合、各項に定める日以後は、各項の規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人に対して同条第3項の規定が適用されることに留意する。</p> <p>(注) 1 上記の「各項に定める日」とは、措置法第40条第6項は合併の日、同条第7項は解散の日、同条第8項は同項に規定する贈与の日、同条第9項は同項に規定する贈与の日をいう。</p> <p>2 措置法第40条第6項から第9項までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人につき同条第3項の規定が適用される場合には、同条第6項から第9項までの規定の適用により措令第25条の17第3項に定める代替資産又は買換資産が特定贈与等に係る財産とみなされる場合であっても、特定贈与等を受けた公益法人等が当該代替資産又は買換資産を取得するために譲渡した特定贈与等に係る財産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又雑所得の金額に係る所得税が課されることに留意する。</p>	
<p>〔措置法第40条第6項から第9項までに規定する財務省令で定める事項を記載した書類〕</p>	(新設)
<p>43 30((譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類))の取扱いは、措置法第40条第6項から第9項までに規定する財務省令で定める事項を記載した書類(以下「各届出書」という。)又は措令第25条の17第17項若しくは第18項の規定により各届出書に添付すべき書類について準用する。</p>	
<p>〔特定贈与等に係る財産とみなされる資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供しているかどうかの判定〕</p>	(新設)
<p>44 措置法第40条第10項の規定により同条第6項から第9項までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産が、各項に定める日の翌日から1年を経過する日までの期間(当該期間内に特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措令第25条の17第16項に定める事情</p>	

改正後	改正前
<p>があるときは、各項に定める日の翌日から国税庁長官が認める日までの期間。以下この項において同じ。)内に特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の公益目的事業の用に直接供しているかどうかの判定は、特定贈与等に係る財産とみなされる資産について、23の(1)又は(2)((2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供されたかどうかの判定))に定める日が当該期間内かどうかにより行うものとする。</p> <p>(注)1 上記の「各項に定める日」とは、措置法第40条第6項は合併の日、同条第7項の場合は解散の日、同条第8項は同項に規定する贈与の日、同条第9項は同項に規定する贈与の日をいう。</p> <p>2 特定贈与等に係る財産とみなされる資産が各項に定める日の翌日から1年を経過する日までの期間内に特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の公益目的事業の用に直接供していないと判定される場合には、措置法第40条第3項に規定する「当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産をその公益目的事業の用に直接供しなくなった場合」に該当することに留意する。</p> <p>(特定贈与等に係る財産とみなされる資産が特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の福利厚生施設等として使用される場合)</p> <p>45 14((公益法人等の福利厚生施設等として使用される場合))の取扱いは、措置法第40条第6項から第9項までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産について準用する。</p> <p>(特定贈与等に係る財産とみなされる資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」)</p> <p>46 10((2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」))の取扱いは、措置法第40条第6項から第9項までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産について、同条第10項により準用する措令第25条の17第16項に規定する当該資産を各項に定める日の翌日から1年を経過する日までの期間内に当該公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情について準用する。</p> <p>(各届出書の提出後にやむを得ない事情が生じた場合)</p> <p>47 16((承認申請書の提出後にやむを得ない事情が生じた場合))の取扱いは、各届</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後

改正前

出書の提出後に46((特定贈与等に係る財産とみなされる資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」))に定めるやむを得ない事情が生じた場合に準用する。

(注) 上記の場合には、やむを得ない事情が生じた後速やかに、やむを得ない事情の詳細を記載した書面を、措置法第40条第6項から第9項までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の納税地の税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。

(特定贈与等に係る財産とみなされる資産についての措置法第40条第5項の適用)

(新設)

48 措置法第40条第6項から第9項までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の公益目的事業の用に2年以上直接供している場合には、当該特定贈与等に係る財産とみなされる資産について同条第5項の規定の適用があるものとして取り扱う。この場合において、同項中「同項の公益法人等」及び「当該公益法人等」とあるのは「措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人」と、「同項の贈与又は遺贈を受けた財産」及び「当該財産」とあるのは「同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産」と、「譲渡の日」とあるのは「同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産の譲渡の日」と読み替えるものとする。

(注) 上記の場合、25((譲渡の日))から34((譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類の提出後にやむを得ない事情が生じた場合))の取扱いを準用する。

[措置法第40条第11項関係]

(新設)

(特定一般法人等の範囲)

(新設)

49 措置法第40条第11項に規定する「第9項に規定する特定一般法人」には、特定贈与等を受けた特定一般法人のほか、同条第6項から第9項までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる特定一般法人が、措令第25条の17第21項に規定する「法第40条第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等」には、同条第6項から第9項までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる公益社団法人又は公益財団法人がそれぞれ含まれるこ

改正後

とに留意する。

〔措置法第40条第12項関係〕

（判定の時期等）

50 公益法人等に対する財産の贈与又は遺贈が措令第25条の17第5項各号に定める要件に該当するかどうかの判定は、同条第1項に規定する申請書の記載等に基づき、当該贈与又は遺贈の時を基準として、その後に生じた事実関係をも勘案して行うのであるが、当該贈与又は遺贈の時には、当該各号に定める要件に該当しない場合においても、その申請につき措置法第40条第12項の規定による承認をしないことを決定した旨の通知をする時までには、当該法人の組織、定款などを変更すること等により当該各号に定める要件に該当することが明らかにされたときは、当該贈与又は遺贈は、当該各号に定める要件に該当するものとして取り扱うことができるものとする。

（注）措置法第40条第1項の後段の承認をしないことの決定があった場合には、財産の贈与又は遺贈があった時における当該財産の価額に相当する金額により、当該贈与又は遺贈に係る財産の譲渡があったものとして、当該贈与又は遺贈に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算し、財産の贈与又は遺贈をした者に対して、当該贈与があった日の属する年分（遺贈の場合は、遺贈があった日の属する年分）の所得として、所得税が課されることに留意する。

（附則）

（経過的取扱い）

1 この法令解釈通達による措置法第40条第1項に関する改正後の取扱いは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の施行の日（平成20年12月1日）以後にされる措置法第40条第1項後段に規定する財産の贈与又は遺贈について適用し、同日前行われた財産の贈与又は遺贈については、なお従前の例による。

2 この法令解釈通達による措置法第40条第2項及び第3項に関する改正後の取扱

改正前

〔措置法第40条第3項関係〕

（判定の時期等）

22 公益法人に対する財産の贈与又は遺贈が措令第25条の17第2項各号に定める要件に該当するかどうかの判定は、同条第1項に規定する申請書の記載等に基づき、当該贈与又は遺贈の時を基準として、その後に生じた事実関係をも勘案して行うのであるが、当該贈与又は遺贈の時には、当該各号に定める要件に該当しない場合においても、その申請につき措置法第40条第3項の規定による承認をしないことを決定した旨の通知をする時までには、当該法人の組織、寄附行為等を変更すること等により当該各号に定める要件に該当することが明らかにされたときは、当該贈与又は遺贈は、当該各号に定める要件に該当するものとして取り扱うことができるものとする。

改 正 後	改 正 前
<p><u>いは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成20年12月1日)以後にされる措置法第40条第2項又は第3項の規定による同条第1項後段の承認の取消しについて適用し、同日前にされた所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)第8条((租税特別措置法の一部改正))による改正前の措置法第40条第2項の規定による同条第1項後段の承認の取消しについては、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>この法令解釈通達による上記1及び2以外の改正後の取扱いは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成20年12月1日)以後に適用する。</u></p>	